

令和6年度進行管理・評価シート
岡崎市歴史的風致維持向上計画(平成28年5月19日認定)
(最終変更:令和4年3月29日)

□進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)

1 計画の推進体制	1
-----------	---

②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)

1 景観計画の活用(景観法)	2
2 景観計画の活用(景観重要公共施設・景観重要建造物)	3
3 屋外広告物の規制(屋外広告物法)	4
4 市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)	5

③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)

1 岡崎城跡等発掘調査事業	6
2 郷土読本作成等事業	7
3 歴史学習教室等事業	8
4 案内人養成・支援事業	9
5 歴史的建造物実態調査事業	10
6 無形民俗文化財等調査支援等事業	11
7 伝統的技術・活動継承支援等事業	12
8 岡崎城跡(岡崎城公園)整備事業	13
9 文化財建造物保存修理事業	14
10 歴史的建造物修理・修景事業	15
11 無電柱化事業	16
12 道路美装化事業	17
13 まちなみ景観整備事業	18
14 サイン・案内板整備事業	19
15 観光受入環境整備事業	20

④文化財の保存又は活用に関する事業(様式1-4)

1 文化財の調査、保存活用計画の策定	21
2 文化財の保存修理事業	22
3 文化財に関する普及・啓発の取組、民間団体と連携した取組	23

⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)

⑥その他(効果等)(様式1-6)

1 市民意識や認知度の向上	25
---------------	----

□法定協議会等におけるコメントシート(様式2)

26

評価軸①-1 組織体制	
評価対象年度	
令和6年度	
項目	現在の状況
計画の推進体制	☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	計画策定検討組織「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」を「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進会議」に改編し、庁内において、計画の進行管理及び連絡調整を行う。計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市歴史まちづくり協議会」に意見聴取を求めるものとする。
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」を開催し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行った(3回)。また、「岡崎市歴史まちづくり協議会(法定協議会)」を開催し、各事業の進捗報告における意見聴取等を行った(3回)。これらにより、事業の着実な推進を図ることができた。	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	「岡崎市歴史まちづくり協議会」「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」を定期的に開催し、進捗報告や事業評価を行う。
状況を示す写真や資料等	
◆推進体制	
岡崎市歴史的風致維持向上計画 推進体制 庁内体制 岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議 ・計画に基づく事業の推進・進捗管理 ・計画実施の連絡調整 ・計画変更の検討 事務局 都市政策部まちづくり推進課 教育委員会事務局社会教育課 提案・報告 提案・意見 報告・諮問 意見 法定協議会 岡崎市歴史まちづくり協議会 ・計画実施の連絡調整 ・計画の進捗管理 ・計画変更に関する協議 【構成】学識経験者、関係団体、行政職員ほか 岡崎市文化財保護審議会 岡崎市景観審議会 岡崎市都市計画審議会 庁内関係課(推進・策定検討会議) まちづくり推進課 社会教育課 企画課 広報課 地域創生課 財政課 文化振興課 中央図書館 商工労政課 観光推進課 道路維持課 都市計画課 建築指導課 公園緑地課 建築課 学校指導課	

■歴史まちづくり協議会

- ・令和6(2024)年7月12日(進捗報告)
- ・令和6(2024)年12月25日(次期計画の検討)
- ・令和7(2025)年3月18日(事業評価)

■歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議

- ・令和6(2024)年7月2日(進捗報告) ※書面開催
- ・令和6(2024)年11月26日(次期計画の検討)
- ・令和7(2025)年3月7日(事業評価) ※書面開催

関連計画等

- ・岡崎市総合計画
- ・岡崎市都市計画マスタープラン
- ・岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・岡崎市シティブロモーション戦略
- ・岡崎市地域公共交通計画
- ・岡崎市文化振興推進計画
- ・岡崎市環境基本計画
- ・岡崎市産業労働計画
- ・岡崎市観光基本計画
- ・岡崎市景観計画
- ・岡崎市緑の基本計画
- ・乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略)
- ・岡崎市空家等対策計画
- ・岡崎城跡整備基本計画
- ・岡崎市文化財保存活用地域計画 等



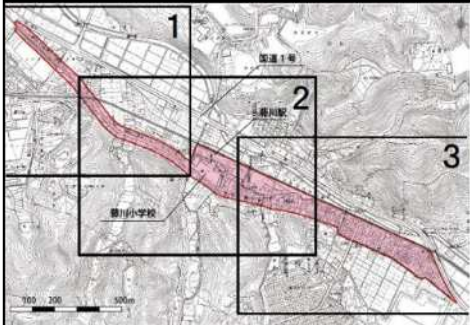
歴史まちづくり協議会
(令和6(2024)年7月12日)



歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議
(令和6(2024)年11月26日)

評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		令和6年度																																																					
項目		現在の状況																																																					
景観計画の活用(景観法)		☐実施済み ☒実施中 ☐未着手																																																					
計画に記載している内容	市全域や景観形成重点地区において、行為の届出時に協議を行い、建築物等の景観誘導を図る。新たな地区の拡大についても検討し、岡崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていく。																																																						
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で																																																							
平成24(2012)年策定の「岡崎市景観計画」に基づき、一定の建築行為等に対し地区の特性に応じた規制誘導(景観協議:46件(うち建築物41件、工作物5件)、法定届出:19件(建築物19件))を行うことにより、良好な景観形成が図られた。 また、新たな景観形成重点地区の指定に向けて、本宿地区では景観まちづくり協議会とともに、景観まちづくりの勉強会を行った。岡崎市の中心市街地地区では地元関係者や高校生との会議を設けるなど、理想のまちや景観ルールについて検討し、景観計画(素案)の作成を行った。																																																							
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)																																																					
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		新たな景観形成重点地区の指定に際しては、地区内の住民の意見を踏まえた計画とすることが必要。このため、勉強会等を通じて合意形成を図っていく。中心市街地地区においては、住民の合意が得られた地区から順次、景観形成重点地区の指定を進めることとする。																																																					
状況を示す写真や資料等																																																							
景観形成重点地区(八丁地区)  ◆条例に基づく景観協議及び法定届出(件数) <table><thead><tr><th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>景観協議</td><td>6件</td><td>6件</td><td>3件</td></tr><tr><td>法定届出</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr></tbody></table> 景観形成重点地区(藤川地区)  ◆条例に基づく景観協議及び法定届出(件数) <table><thead><tr><th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>景観協議</td><td>2件</td><td>2件</td><td>5件</td></tr><tr><td>法定届出</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr></tbody></table> 景観形成一般地区(その他市全域) ◆条例に基づく景観協議及び法定届出(件数) <table><thead><tr><th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>景観協議</td><td>28件</td><td>38件</td><td>38件</td></tr><tr><td>法定届出</td><td>14件</td><td>24件</td><td>19件</td></tr><tr><td>通知</td><td>1件</td><td>3件</td><td>0件</td></tr></tbody></table> ◆届出対象行為 高さが18mを超える、又は延べ面積が1,000㎡を超える新築の建築物 ◆景観形成基準(行為の制限) <table><thead><tr><th>項目</th><th>指導基準(勧告)</th></tr></thead><tbody><tr><td>建築物</td><td> □道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望まれる位置に敷地面積の100分の5以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、これ以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものとする場合はこの限りでない。 □新たに緑化を行う場合は、地城環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。 </td></tr></tbody></table> ◆景観協議の対象行為 <table><thead><tr><th>区分</th><th>規 模</th><th>行 為</th></tr></thead><tbody><tr><td>建築物</td><td>□高さが18メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの</td><td> ☐新築、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 </td></tr><tr><td>工作物</td><td>□次のいずれかのもの ①建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが18メートルを超えるもの ②高さが5メートルを超える擁壁 ③高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの ④幅員が4メートルを超える、又は延長が10メートルを超える橋りょう、こ線橋、横断歩道橋その他これらに類するもの</td><td> ☐新設、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 </td></tr></tbody></table>				令和4年度	令和5年度	令和6年度	景観協議	6件	6件	3件	法定届出	1件	0件	0件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	景観協議	2件	2件	5件	法定届出	0件	1件	0件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	景観協議	28件	38件	38件	法定届出	14件	24件	19件	通知	1件	3件	0件	項目	指導基準(勧告)	建築物	□道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望まれる位置に敷地面積の100分の5以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、これ以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものとする場合はこの限りでない。 □新たに緑化を行う場合は、地城環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。	区分	規 模	行 為	建築物	□高さが18メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	☐新築、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物	□次のいずれかのもの ①建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが18メートルを超えるもの ②高さが5メートルを超える擁壁 ③高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの ④幅員が4メートルを超える、又は延長が10メートルを超える橋りょう、こ線橋、横断歩道橋その他これらに類するもの	☐新設、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																				
景観協議	6件	6件	3件																																																				
法定届出	1件	0件	0件																																																				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																				
景観協議	2件	2件	5件																																																				
法定届出	0件	1件	0件																																																				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																				
景観協議	28件	38件	38件																																																				
法定届出	14件	24件	19件																																																				
通知	1件	3件	0件																																																				
項目	指導基準(勧告)																																																						
建築物	□道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望まれる位置に敷地面積の100分の5以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、これ以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものとする場合はこの限りでない。 □新たに緑化を行う場合は、地城環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。																																																						
区分	規 模	行 為																																																					
建築物	□高さが18メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	☐新築、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																																					
工作物	□次のいずれかのもの ①建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが18メートルを超えるもの ②高さが5メートルを超える擁壁 ③高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの ④幅員が4メートルを超える、又は延長が10メートルを超える橋りょう、こ線橋、横断歩道橋その他これらに類するもの	☐新設、増築、改築又は移転 ☐外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																																					

●景観形成重点地区指定に向けた取組み

【本宿地区】

景観まちづくり協議会会議の様子

(令和7(2025)年1月25日)

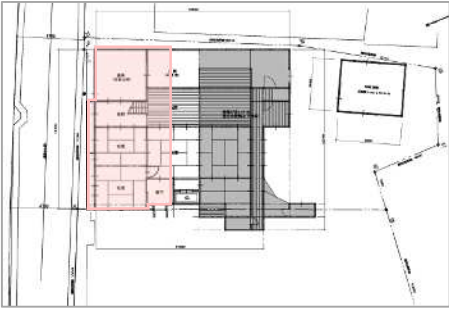


【中心市街地地区】

中央緑道周辺地区地権者説明会の様子

(令和6(2024)年11月25日)



評価軸②-2 重点区域における良好な景観を形成する施策	
評価対象年度	
令和6年度	
項目	
現在の状況	
景観計画の活用(景観重要公共施設・景観重要建造物) ☐実施済み ☒実施中 ☐未着手	
計画に記載している内容	景観形成重点地区等においては、景観法の規定に基づき、地域の良好な景観形成の核となる景観重要公共施設を定め、重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていく。また、景観法の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与する景観重要建造物を指定する。
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
景観法に基づく景観重要公共施設(道路36、河川1、公園3)について、整備及び占用の事前協議(19件)を行い、地域の景観の骨格を形成及び先導する景観軸や景観拠点の一部を構成するものとして、良好な景観形成を推進している。 また、地域の景観形成上、重要な建造物として、景観重要建造物を指定(現在13件)することにより管理・保全が図られ、良好な景観が形成されている。	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	景観法を活用し、公共施設の管理者及び指定建造物の所有者と連携することにより、地域の景観形成の核となる公共施設の整備や指定建造物の管理・保全・活用を図り、良好な景観形成を推進する。
状況を示す写真や資料等	
◆景観重要建造物 旧平岡家住宅(銭屋)について、調査を実施し景観重要建造物に指定した。 名 称 旧平岡家住宅(銭屋) 所 在 地 岡崎市藤川町字中町南52番地 所 有 者 都市企画株式会社 土地その他物件の範囲 旧平岡家住宅 1棟 構 造 等 木造つし2階建、桁行6間、梁間6間、切妻造、棧瓦葺 建築年代 文政年間(1818～1830) 延床面積 92.71㎡(部分指定) 備 考 景観形成重点地区(藤川地区)内に所在 令和7年3月21日に指定告示  旧平岡家住宅(銭屋) 平面図 指定範囲：建物正面(棟より前)  旧平岡家住宅(銭屋) 外観  立面図(正面) 【調査の様子】 令和6(2024)年5月21日 愛知工業大学 杉野丞名誉教授に依頼し、調査を実施  調査の様子(1階 表土間)  調査時の建物内部(1階 中土間)	

評価軸②-3

重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
屋外広告物の規制(屋外広告物法)		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
平成14(2002)年制定の「岡崎市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置に対し、570件の申請を受け付け、規制区分及び表示面積に応じた許可を行った。更に、違反広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)の簡易除却を行うことにより歴史的風致に調和する良好な景観形成を図ることができた。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	屋外広告物の適正化を図るため、条例改正後の諸制度を活用しながら、重点区域のパトロールなど適正化計画に基づく施策を計画的に展開する。	
状況を示す写真や資料等		

◆主な規制内容

区分		広告板	広告塔	屋上広告			壁面広告板	
		一般広告物 表示不可	表示不可	表示不可			表示不可	
禁止地域 (条例第3条)	自家用 広告物	高さ 10m以下 面積 20㎡以下	高さ 10m以下 面積 20㎡以下	建築物	耐火・不燃構造	木造	面積20㎡以下	
				高さ	建築物の高さの 3分の2以下	地上から 10m以下		
				面積	20㎡以下	20㎡以下		
	他の広告物を含めた最大可視面積が10㎡以下は許可不要、10㎡を超えるとは許可必要、20㎡を超えるとは表示不可							
許可 地域 (第5条)	市の区域	一般広告物	高さ 10m以下 面積 35㎡以下	高さ 10m以下 面積 50㎡以下	建築物	耐火・不燃構造	木造	住居系の用途地域は 面積20㎡以下
					高さ	建築物の高さの 3分の2以下	地上から 10m以下	
					面積	制限なし	20㎡以下	
	面積に関係なく許可必要							
	自家用 広告物	高さ 10m以下 面積 35㎡以下	高さ 10m以下 面積 50㎡以下	建築物	耐火・不燃構造	木造	住居系の用途地域は 面積20㎡以下	
				高さ	建築物の高さの 3分の2以下	地上から 10m以下		
面積				制限なし	20㎡以下			
他の広告物を含めた最大可視面積が20㎡以下は許可不要、ただし、禁止地域を除く住居系の用途地域は10㎡を超えるとは許可必要								

※1 禁止地域を除く住居系の用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。

※2 面積は、広告板にあつては片面面積、広告塔、屋上広告、壁面広告にあつては最大可視面積を指す。

◆屋外広告物適正化計画(令和2(2020)年3月策定)

- 基本方針1: 規制(地域の自然・歴史・くらしとの調和)
 - ・規制の強化・見直し
 - ・地域の特性に応じたルールづくり
 - ・既存不適格物件の改修の促進
- 基本方針2: 誘導(広告のデザインの質の向上)
 - ・景観賞
 - ・広告物の質の向上に向けた仕組みづくり
- 基本方針3: 活用(地域の活性化への貢献)
 - ・公共施設等における広告物の活用
 - ・まちの賑わい等に資する広告物の活用
- 基本方針4: 協働(安全対策及び推進体制の強化)
 - ・違反広告物追放推進団体制度の活用
 - ・違反広告物の是正指導の強化
 - ・管理義務の明確化・安全点検の有資格化

◆申請届出等の件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
更新許可	438件	418件	410件
新規許可	86件	72件	160件
屋外広告業届	386件	367件	412件
違反除却件数(簡易除却)	61件	117件	99件

◆屋外広告物の安全管理

安全管理の徹底のために、岡崎市屋外広告物条例・岡崎市屋外広告物条例施行規則を改正しました。

※算外正外物法に基づき、算内における算外正外物の表示や数量の方法のルールを定めたもの

- ### ① 管理義務の明確化

管理義務とは？
屋外広告物に関し、掲載その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務



店主 設置業者 設置場所の管理者 設置物の管理者

「1つは義務を負う特定の役割を有する者が、設置物の設置されたところ（＝オーナー）と、一定期間を有する期間に限り、広告物を管理する責任を負うこと」

全員に管理義務があります。

② 安全点検の義務化

商都市内に掲出される全ての屋外広告物を対象に、安全点検を実施することをお願いいたします。
(一部の重要な広告物を除く。)



許可不要でも対象です！

③ 安全点検の有資格化

有資格者とは？
次のいずれかの資格を持つ者です。

 - 消防関係士
 - 建築士（一級・二級）
 - 特定建築物の検査員

※ 屋外広告物の事業者団体が公益目的事業として実施する点検の場合、関係する技能講習のうち市が認めたものの修了者

高さ4mを超える場合は、有資格者の点検が必要です。

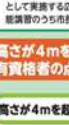
④ 安全点検報告書の様式改正

詳細な点検項目により、安全性を確保できます。



さわって（打診）ぐらつきを確かめる項目もあります。

改のページの点検項目へ



高さ4m未満
点検対象外

点検外



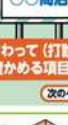
高さ4m未満
点検対象外

点検外



高さ4m以上
点検対象あり

点検あり



高さ4m以上
点検対象あり

点検あり

評価軸②-4
重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)		☐実施済み ☒実施中 ☐未着手
計画に記載している内容	「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画(眺望計画)を定めることができる。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
平成30(2018)年7月1日から、変更命令が可能な強制力のある規制手法へ移行し、建築物等の高さ制限を行い、大樹寺から岡崎城天守を望む眺望(通称:ピスタライン)が保全された(協議3件(うち建築物1件、工作物2件)・届出3件(うち建築物1件、工作物2件))。		
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		殿橋から岡崎城天守を望む眺望について、眺望点の場所、高さを規制する基準面、規制幅等の規制に関する事項の検討を、都市計画と調整するとともに、他市事例を参考にしながら進めていく。
状況を示す写真や資料等		

自主条例

△指導

昭和60年
1985年

岡崎市都市景観環境条例

景観法

○勧告

平成15年
2003年

制定 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例

景観法の制定

平成24年
2012年

改正 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例改正

平成24年
2012年

策定 岡崎市景観計画

景観法+自主条例

◎変更命令

平成27年
2015年

改正 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例

平成30年
2018年

変更 岡崎市景観計画(景観計画+眺望計画)

景観計画

眺望計画

規制手法の移行

眺望景観保全地域の概念図

【眺望景観保全地域】
優れた眺望景観を保全するために必要な土地の区域

【特別地域】
眺望景観保全地域内で建築物又は工作物の高さ又は形態意匠が眺望景観に及ぼす影響が特に大きいと市長が認める土地の区域

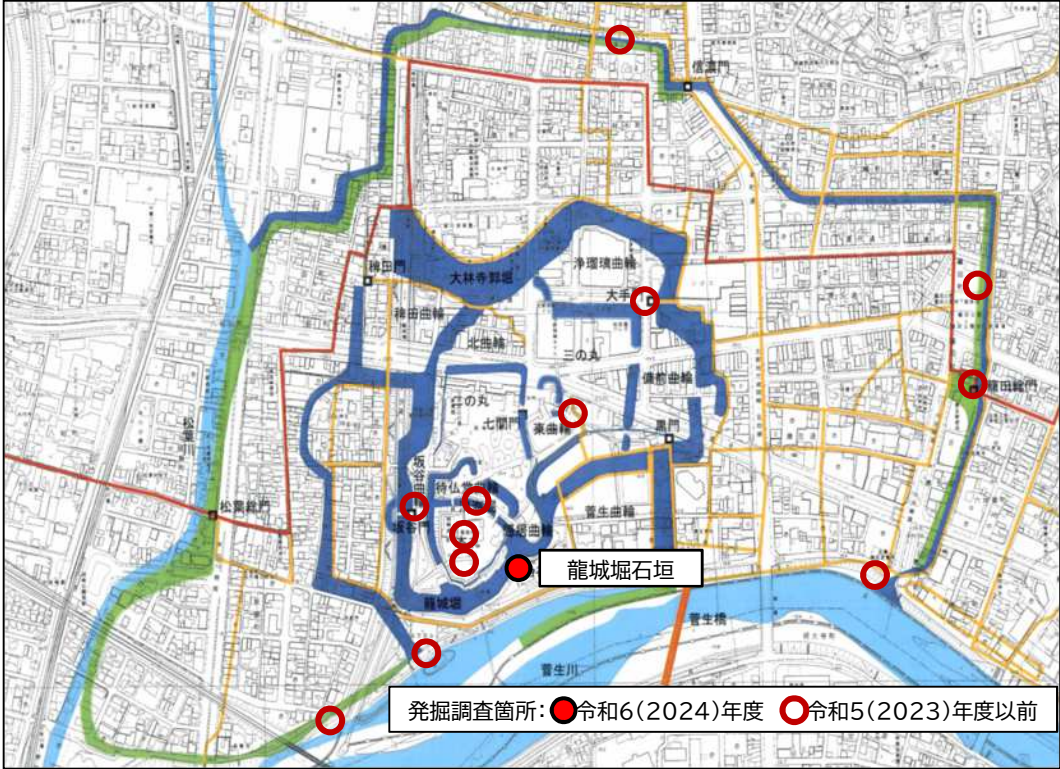
【眺望景観保全基準】

項目	指導基準(勧告)
建築物 工作物 高さ	☐建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。 ☐ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望

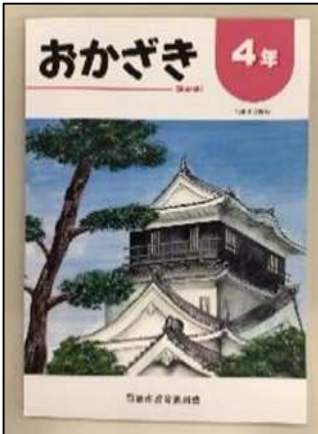
大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)

岡崎市－5

評価軸③-1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		
評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
岡崎城跡発掘等調査事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和55(1980)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	市指定史跡岡崎城跡の価値を高め、保存・活用することを目的に、発掘調査や文献調査などの詳細調査を実施する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
城郭遺構の全容を把握するため、発掘調査を実施した。<龍城堀石垣発掘調査> 令和5(2023)年5月に崩落した龍城堀石垣の整備の一環として、事前に発掘調査を行い遺構の残存状況の確認を行った。調査については「かわら版」を作成し、普及啓発を図った。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	岡崎城跡の全容を把握するために計画的に発掘調査を進めていく。調査成果については、現地説明会の開催等を通じ、積極的に公表していく。	
状況を示す写真や資料等		
 発掘調査箇所: ●令和6(2024)年度 ○令和5(2023)年度以前  岡崎城跡龍城堀調査 (令和6(2024)年9月20日～令和7(2025)年2月28日)		

評価軸③-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
郷土読本作成等事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和5(1930)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	小中学校の郷土読本を毎年改定発行し、地域の産業や消費生活の様子、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する誇りと愛情、地域の一員としての自覚を高める。また、市内47小学校区ごとに学区内の歴史、文化、自然、自慢などについて整理し、一冊の本「岡崎まちものがたり」にまとめ、各学区の図書室や小中学校の蔵書とするとともに、岡崎市のプロモーション資料としても活用する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
小学校3・4年生編や小学校6年生編、中学校の副読本について、掲載内容の時点修正等の小改訂を行った。 小学校3・4年生編、6年生編の郷土読本「おかざき」、及び中学校の副読本「岡崎」を発行(発行数:郷土読本「おかざき」11,768冊、副読本「岡崎」3,822冊)し、これらの冊子を使用した「おかざき学習」の授業を市内全小中学校(小学校:47校、中学校:20校)で実施した。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	小学校3・4年生編、6年生編の郷土読本については、再調査し最新の資料やデータを集め、小改訂を行う。また、中学校副読本についても資料を中心に小改訂を行い、毎年、時点修正を行っていく。	
状況を示す写真や資料等		
◆郷土読本「おかざき」、副読本「岡崎」小改訂の主な内容 ・本文で示される表やグラフの数値を最新のものに差し替え (例)岡崎市の主な作物の生産量 岡崎市の水道使用量 岡崎市の資源とごみの流れ 等 ・新しい表やグラフの数値の読み取りから本文の差し替え ・年表資料の更新 ・誤植の修正		
 郷土読本(小学校3年生編)  郷土読本(小学校4年生編)  郷土読本の付録地図  郷土読本(小学校6年生編)  副読本(中学生編)		

評価軸③-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
歴史学習教室等事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和41(1966)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	市単独事業、社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	文化財への市民の理解を深めるための講座(文化財移動教室、親子文化財教室等)を企画、準備し、開催する。また、子供向けの歴史学習教室を開催し、小学校低学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
文化財教室や保存修理現場見学会の実施や、登録有形文化財の特別公開、イベントやワークショップの開催による歴史学習や普及啓発を行った。 人々の暮らしの移り変わりや祭り、岡崎の偉人の功績などを紹介する「岡崎むかし館」では、小学校社会見学の受入れ(15校、1,043人)を行うとともに、定期的に企画展示(6回)を開催した。 コロナ禍における普及啓発の取組として、本市の維持向上すべき歴史的風致をテーマとして取り上げる「歴史まちづくり普及啓発動画」を制作した(1本)。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	文化財教室や保存修理現場見学会、特別公開、イベントやワークショップの開催等により、幅広い世代に歴史的資産の魅力や価値を伝える。	
状況を示す写真や資料等		
◆文化財教室		
 文化財教室 (令和6(2024)年12月7日)	 保存修理工事現場見学会 (令和6(2024)年11月23日)	令和5(2023)年に国の重要文化財に指定された「木造日光・月光菩薩立像」「木造十二神将立像」など、瀧山寺が所有する貴重な文化財を巡る文化財教室を開催した(参加者53名)。また、瀧山東照宮の保存修理工事に際して、現場見学会を実施し、55名の参加があった。また、近隣の常磐小・中学校生徒を対象とした見学会も開催した。
◆登録有形文化財特別公開「あいたて博」		
 旧本多忠次邸	 ペーパークラフト	愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会主催の登録有形文化財特別公開イベント「あいたて博」に協力し、旧本多忠次邸と愛知第二尋常中学校講堂の特別公開・ワークショップ開催を行った。旧本多忠次邸では、会期に合わせて「あいちの”折り紙”たてもの展」と、「切って貼って！ペーパークラフトで旧本多忠次邸をつくろう！」を開催した。
◆岡崎むかし館(中央図書館)		
 「触れてみよう 遊んでみよう むかしの道具」	○企画展示 「楽しみの世界レジャーの時代到来！」 期間:令和6(2024)年3月12日～6月23日 「戦時下の暮らし」 期間:令和6(2024)年6月25日～7月23日 「涼む」 期間:令和6(2024)年7月26日～9月24日 「いただきますの舞台裏」 期間:令和6(2024)年9月27日～12月24日 季節展示「お正月」 期間:令和6(2024)年12月25日～令和7(2025)年1月21日 「ひな飾り」 期間:令和7(2025)年1月24日～3月11日 ○催事 「触れてみよう 遊んでみよう むかしの道具」 12回開催(毎月第3日曜日) 「図書館職員による読み聞かせイベント」 6回開催(5・7・10・12・1・3月)	
◆歴史まちづくり普及啓発動画制作		
 「三河路に春を告げる 滝山寺鬼祭り」	○制作実績 令和6(2024)年度 「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」1本 主な内容:滝山寺鬼祭り、滝山寺、滝町のまちなみ等 視聴回数:2,195回 令和5(2023)年度:「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」1本 令和4(2022)年度:「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」3本 令和3(2021)年度:「家康公生誕の地にみる歴史的風致」2本	

評価軸③-4 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項																										
評価対象年度		令和6年度																								
項目		現在の状況																								
案内人養成・支援事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手																								
事業期間	平成9(1997)年度～令和7年度(2025)年度																									
支援事業名	市単独事業(令和6(2024)年まで)																									
計画に記載している内容	岡崎の歴史文化資産の奥深い魅力、人々の伝統的な活動、まちなみと現在の岡崎市を同行して案内する観光ガイド(歴史かたり人)を専門の養成講座により、その知識や技能の向上に向けた養成を行う。																									
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で																										
多くの観光客が来訪する岡崎城公園を中心に歴史文化資産を案内する「おかざき観光ガイドの会(49名)」の運営に対し助成し、研修を実施することでスキルアップを図った(座学4回、現地8回)。また、市内に点在する歴史文化資産を案内する「岡崎歴史かたり人(13名)」の養成講座を実施(座学3回、現地1回)し、バスツアーや観光タクシー、まち歩き案内人としてガイド活動を行い、本市の来訪者などへの歴史文化資産の理解や認知度の向上を図った。 岡崎城公園へ名称変更に伴い、あらためて公園内の発掘の変遷を学ぶなど、基本を見直した研修に努めた。																										
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)																								
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		大河ドラマを機に岡崎に訪れた来訪者の満足度向上やリピーターの獲得に向けて、サービス・技術・知識の向上に努める。																								
状況を示す写真や資料等																										
◆おかざき観光ガイドの会 岡崎城公園内を中心に歴史文化資産を案内する。 ・会員 :49人 ・ガイド料 :無料 ・案内件数:2,334件(令和5(2023)年度: 4,715件) ・案内者数:9,266人(令和5(2023)年度: 26,912人) ・研修実績 <table><tr><td></td><td>座学</td><td>現地</td><td>新人</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>7回</td><td>7回</td><td>-</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>10回</td><td>3回</td><td>8回</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>4回</td><td>8回</td><td>0回</td></tr></table>  「おかざき観光ガイドの会」案内 (令和2(2020)年10月24日)				座学	現地	新人	令和4年度	7回	7回	-	令和5年度	10回	3回	8回	令和6年度	4回	8回	0回								
	座学	現地	新人																							
令和4年度	7回	7回	-																							
令和5年度	10回	3回	8回																							
令和6年度	4回	8回	0回																							
◆岡崎歴史かたり人 岡崎城公園、大樹寺、伊賀八幡宮、六所神社等の市内に点在する歴史文化資産について歴史的背景や物語を交えて案内する。 ・岡崎歴史かたり人 <table><tr><td></td><td>人数</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>14人</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>14人</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>13人</td></tr></table> ・ガイド料 :有料 基本料金 9時～12時 3,500円(税込)～ 13時～16時 3,500円(税込)～ 5時間以内 6,000円(税込)～ 8時間以内 9,000円(税込)～ ※別途かかる費用…行程内の移動にかかる経費 案内に要する経費(入場料・飲食費等) ・派遣延べ回数 :32回(令和5(2023)年度:94回) ・案内者数 :522人(令和5(2023)年度: 1,355人) ・研修実績 <table><tr><td></td><td>座学</td><td>現地</td><td>接遇</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>7回</td><td>5回</td><td>1回</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>7回</td><td>0回</td><td>1回</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>3回</td><td>1回</td><td>0回</td></tr></table>  「岡崎歴史かたり人」案内 (令和2(2020)年10月30日)				人数	令和4年度	14人	令和5年度	14人	令和6年度	13人		座学	現地	接遇	令和4年度	7回	5回	1回	令和5年度	7回	0回	1回	令和6年度	3回	1回	0回
	人数																									
令和4年度	14人																									
令和5年度	14人																									
令和6年度	13人																									
	座学	現地	接遇																							
令和4年度	7回	5回	1回																							
令和5年度	7回	0回	1回																							
令和6年度	3回	1回	0回																							

評価軸③-5

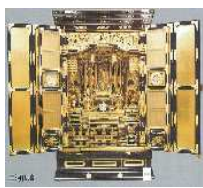
歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和6年度					
項目		現在の状況						
歴史的建造物実態調査事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手						
事業期間	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度							
支援事業名	市単独事業							
計画に記載している内容	未指定・未登録の歴史的建造物に対する調査研究を、建築士に依頼し、文献調査、関係者へのヒアリング調査、現地調査等により行う。							
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で								
これまで実施してきた、歴史的建造物の専門家育成のための岡崎歴史的建造物マイスター養成講座の修了者有志により、歴史的建造物の保存・継承及び再生を目的とした「一般社団法人まちづくりマイスター」が設立された。 一般社団法人まちづくりマイスターと連携し、歴史的建造物の2次調査(1件)を実施した。歴史的建造物を未来へとつなぐ、価値の顕在化を行っている。								
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)						
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		必要な改善を図りながら、より多くの歴史的建造物の2次調査を進める。また、所有者の意向を確認しながら、この調査結果を文化財等への指定、登録時の基礎資料として活用する。						
状況を示す写真や資料等								
H28(2016)～H30(2018) 一次調査 建築後50年以上経過した歴史的建造物 15,659件を悉皆調査し、1,859件の調査票を作成した。								
		調査前の研修	歴史的建造物悉皆調査					
R1(2019)～R3(2021) 二次調査 悉皆調査で作成された1,859件の調査票の評価を行い、421件の2次調査候補建造物を抽出した。また、地区ごとの傾向分析を行った。 2次調査を3件実施した。								
		R1(2019)調査物件	R2(2020)調査物件					
R4(2022) 二次調査 R2(2020)で抽出した421件の2次調査候補建造物について、帳票のリスト化を行った。また、歴史文化資産の保存・活用に向け、企画課、住環境整備課と二次調査対象物件のリストを共有した。 2次調査を1件実施した。								
		R3(2021)調査物件	R4(2022)調査物件					
R5(2023) 二次調査 2次調査を1件実施した。								
		R5(2023)調査物件	R5(2023)調査物件					
R6(2024) 二次調査 2次調査を1件実施した。								
		R6(2024)調査物件 (令和6(2024)年12月27日)	R6(2024)調査物件 (令和7(2025)年3月4日)					

評価軸③-6 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項											
評価対象年度			令和6年度								
項目			現在の状況								
無形民俗文化財等調査支援等事業			☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手								
事業期間	平成15(2003)年度～令和7(2025)年度										
支援事業名	市単独事業、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金										
計画に記載している内容	指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行い、また、未指定文化財を含めた民俗文化財の活動を支援し、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後継者の確保、また民俗文化財の伝承の支援を行う。										
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で											
岡崎市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、県指定及び市指定無形民俗文化財等の保存育成に対して、活動費等の一部を支援した(7団体)。滝山寺鬼祭りについて民俗芸能大会への出演を支援した。能見神明宮大祭について、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3か年で詳細調査を実施した。 また、岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金交付要綱に基づき、歴まち計画に記載された歴史的風致のうち50年以上続く歴史や伝統を反映した活動に対して費用の一部を支援し(3団体)、指定文化財や未指定文化財に対して継承を図った。											
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)									
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		無形民俗文化財の保存育成活動支援のため、引き続き、補助金を支出していく。 また、用具の新調以外の調査や記録の重要性を踏まえ、これらも含めて継続支援していく。									
状況を示す写真や資料等											
◆指定文化財(無形民俗文化財保存育成活動費補助金) 1団体につき、45,000円 ※交付には、実績報告書が必要 【交付先】 7団体(交付対象8団体のうち、7団体より申請) ・滝山寺鬼祭り(県指定) ・大嘗祭悠紀斎田(市指定) ・デンデンガッサリ(市指定) ・須賀神社祭礼山車及び祭りばやし(市指定) ・夏山八幡宮火祭り(市指定) ・堤通手永御田扇祭り(市指定) ・山方手永御田扇祭り(市指定) 【補助対象】 ・無形民俗文化財の保存、伝承、公開等の事業  大嘗祭悠紀斎田(中島町)  デンデンガッサリ(舞木町)  滝山寺鬼祭り(滝町)  堤通手永御田扇祭り  近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 令和6(2024)年11月10日 (滝山寺鬼祭り披露の様子)  能見神明宮大祭 子供手踊り 令和6(2024)年5月12日 ◆愛知県指定文化財滝山寺鬼祭りの民俗芸能大会出演支援 第66回 近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 愛知県大会について、初めて岡崎市が会場に選ばれ、出演団体として、滝山寺鬼祭りの出演が決まったことから、大会の運営支援と出演支援を行った。また、公演の際は令和3(2021)年度に撮影した記録映像を使用し、祭礼の普及啓発を図った。 ◆能見神明宮大祭調査 祭礼の価値の顕在化と魅力発信に繋げることを目的として、令和3(2021)年度に準備を行い、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3か年で「能見神明宮大祭」の詳細調査を実施している。 ◆未指定の文化財(岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金) 1団体につき、補助割合1/2 限度額30万円 ※交付には、実績報告書が必要 【交付先】 3団体 ●能見神明宮大祭(元能見町) 能見町北部町内会(山車及び山車小屋の修理 等) 能見町中町内会(法被の新調) ●矢作神社の祭礼(矢作町) 矢作三区山車保存会(歴史保存冊子の制作) 【実績】 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>2件</td><td>5件</td><td>3件</td></tr></table>  法被の新調  歴史保存冊子の制作					令和4年度	令和5年度	令和6年度	件数	2件	5件	3件
	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
件数	2件	5件	3件								

評価軸③-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
伝統的技術・活動継承支援等事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成12(2000)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行う。また、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
「岡崎石工品」の展示販売イベントである「ストーンフェスタ岡崎」や「団吉くんまつり」を開催することができ、伝統的工芸品に指定されている「岡崎石工品」の価値や魅力を広く周知することができた。 神奈川県茅ヶ崎市とのゆかりのまち交流提携を記念して岡崎の伝統的工芸品である石製品を寄贈、周知し、全国三大石製品産地の一つに数えられる岡崎石工品の需要の開拓や地場産業振興につながった。 その他、市内で実施されるイベントでの実演や、小中学校に訪問し、岡崎石工品を始めとした伝統産業及び地場産業の展示、実演、紹介を行い、岡崎市のPRや伝統産業及び地場産業の振興を図った。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	技術伝承、活動継承のため、より多くの方に興味関心を持ってもらえるように積極的なPRをするとともに、必要に応じて、実施内容や場所を更新する。	
状況を示す写真や資料等		
◇ストーンフェスタ岡崎2024 (岡崎石製品工業協同組合)   ◇秋の団吉くんまつり (岡崎石工団地協同組合)   ◆岡崎市の伝統的工芸品(経済産業大臣指定) ・<u>岡崎石工品</u> 天正18年、岡崎城の城郭の整備のために優秀な石工衆が招かれたのが始まりとされています。安土桃山時代からの匠の技を引き継ぐ岡崎の石工品(燈籠類)は国の伝統的工芸品に指定され、高度な手法を使った飾り付けの彫刻は、石工品に繊細さと優美さを与えています。  ◇伝統的工芸品及び郷土伝統工芸品の展示・実演・体験  ◇ゆかりのまちへ石製品寄贈 (神奈川県茅ヶ崎市) ゆかりのまち提携40周年記念  ・<u>三河仏壇</u> 岡崎市内はもとより三河地方を中心とした地域で製造され、台が低く精緻な彫刻を持った内陣の豪華さが特徴です。仏壇づくりの各工程を担う「八職」と呼ばれるそれぞれ専門の職人たちの共同作業によって製作されています。  ◆岡崎市の「あいちの伝統的工芸品及び郷土伝統工芸品」 ・<u>五月武者絵幟</u> 絵幟とは、男児の立身出世・無事成長を祈念する絵柄が、伝統の色使いとボカシが特徴である“手描き本染め”の手法で染め上げられたものです。 ・<u>三河花火</u> 徳川家康公が天下統一を果たしたことで、三河での火薬の製造が特別に許可され、泰平の世で火薬は軍用から観賞用に変化しました。現代においても、打ち上げ花火や玩具花火、仕掛け花火など多様な花火が製造され、花火大会などの打ち上げ行事も盛んです。 ・<u>三州灯籠</u> 蜜蝋などの伝統的な素材などを使用し、伝統的なデザイン、細かな細工、豊かな表現が特徴の鋳造品です。 ・<u>草木染</u> 古来の技術を使い、化学(合成)染料を一切使わず 植物などの天然染料のみで染色するものです。 ・<u>大門のしめ縄</u> 明治20年代に、伊勢神宮周辺のしめ縄づくりの技術を持ち帰ったのがその始まりと言われ、鮮やかな青味がその特徴です。 ・<u>やはぎの矢</u> 竹矢の製造は、明治3年、矢師となった初代小山嘉六に始まり、竹の切り出しから完成まで70もの工程を要する伝統的な手法により製造されています。 ・<u>ちゃらぼこ太鼓</u> ちゃらぼこ太鼓はこの地方独特の祭り囃子で演奏される太鼓です。原木の切断から完成まで数年を要し、ほとんどの工程が手作業で行われます。 ・<u>三州岡崎和蠟燭</u> 天文～永禄年間(16世紀中頃)、ハゼの木の実からとれる「木口ウ」を原料として和蠟燭(木蠟燭)が製造されるようになりました。「生掛け」と呼ばれる江戸時代の製法により、一本一本手づくりで作られます。		

評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

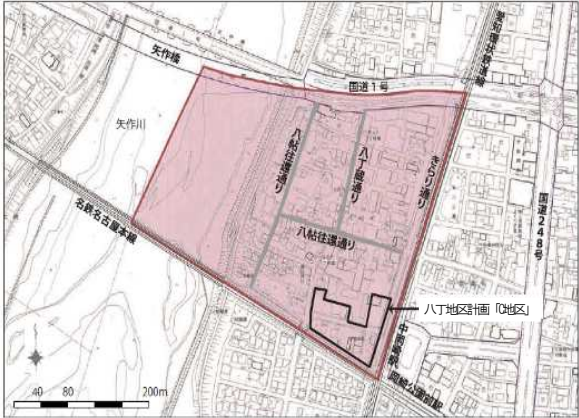
評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
岡崎城跡(岡崎城公園)整備事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成15(2003)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業)	
計画に記載している内容	市文化財に指定されている史跡岡崎城跡(岡崎城公園)を、その歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した城址にふさわしい公園として再整備を進める。また、史跡岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣の修復を行う。そして、「史跡岡崎城跡整備基本計画(平成15年度)」を改訂し、史跡や岡崎城公園の歴史的価値を活かした、観光客や市民に親しまれる公園としての整備の推進を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
平成29年度に本丸天守台石垣、平成30年度に本丸埋門北袖石垣、風呂谷門石垣、令和元年度には清海堀、令和2年度には月見櫓台石垣、坂谷門石垣、令和3年度に太鼓門、帯曲輪、令和4、5年度には龍城堀の石垣、令和6年度は菅生川端石垣の三次元測量を行い、石垣の構築・修理年代を研究する資料とした。また、石垣の孕みなど、危険度が高い8か所について、変位計測する定点観測を実施し、孕み出し等の進行具合の確認を行うとともに、石垣の割れた石材にクラックゲージなどを設置し、変状の確認を行った。石垣の保存に影響を及ぼす可能性がある変状が認められたことから、当該石垣については、積み直し及びネットで保護することとした。さらに、石垣及び石垣大端より生育している樹木を伐採し石垣の保護に努め、歴史的価値の向上を図った。令和6年度は本丸埋門などの石垣を毀損する樹木の伐採を行った。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	石垣及び石垣の天端付近などに、石垣を毀損している樹木が多数生育しているため、計画的に伐採を進めていく。	
状況を示す写真や資料等		
 本丸埋門石垣樹木伐採前(令和6(2024)年4月) ➡  本丸埋門石垣樹木伐採後(令和6(2024)年7月)  帯曲輪石垣樹木伐採前(令和6(2024)年4月) ➡  帯曲輪石垣樹木伐採前(令和6(2024)年7月)  クラックゲージ(令和元(2019)年度より変状なし)  変状が確認されたガラス棒		

評価軸③-9 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	
評価対象年度	
令和6年度	
項目	
現在の状況	
文化財建造物保存修理事業	
☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成27(2015)年度～令和7(2025)年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(重要文化財(建造物・美術工芸品)修理・防災事業)、愛知県文化財保存事業費補助金、岡崎市文化財保存事業費補助金、国土交通省社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
計画に記載している内容	文化財の保存修理事業に対し補助を行う。
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
国指定重要文化財滝山東照宮本殿ほか2棟では、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度にかけて保存修理実施を支援し、歴史的風致の核となる建造物の保全及び良好なまちなみ景観の形成を図っている。 国指定重要文化財である旧額田郡公会堂及物産陳列所と同年に建てられた看守人室は、大正2(1913)年から平成22(2010)年までおよそ100年の間使われてきた公共建築である。昭和36(1961)年に、現在地に敷地内曳家した。令和6(2024)年度は、看守人室の保存修理事業の入札と物産陳列所内の廃棄物処分を行った。	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	国指定重要文化財滝山東照宮本殿ほか2棟を始めとした文化財の保存修理事業に対し、計画的に補助金を支出していく。看守人室については、実施設計に基づき、敷地内での曳家と保存修理工事を行う。
状況を示す写真や資料等	
◆国指定重要文化財「滝山東照宮本殿ほか2棟」保存修理 (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の5か年事業)	
【修理内容】 ○屋根葺替 傷んだ銅瓦と銅板の葺替、黒漆塗 ○部分修理 漆塗及び彩色の塗り直し、剥落止め ○塗装修理 金具修理、建具や畳修理、木部補修(軒廻り・縁廻り破損部等)	 本殿修理前(平成30(2018)年8月)  本殿修理後(令和5(2023)年10月1日)  中門修理前(平成28(2016)年9月9日)  中門修理後(令和5(2023)年9月)
◆旧額田郡物産陳列所看守人室保存修理	
【整備スケジュール】 令和5(2023)年度 実施設計 令和6(2024)年度 入札 令和7(2025)年度 保存修理 【保存修理内容】 曳家、老朽化箇所の修理等	 看守人室(令和3(2021)年8月31日)  曳家後の看守人室の位置

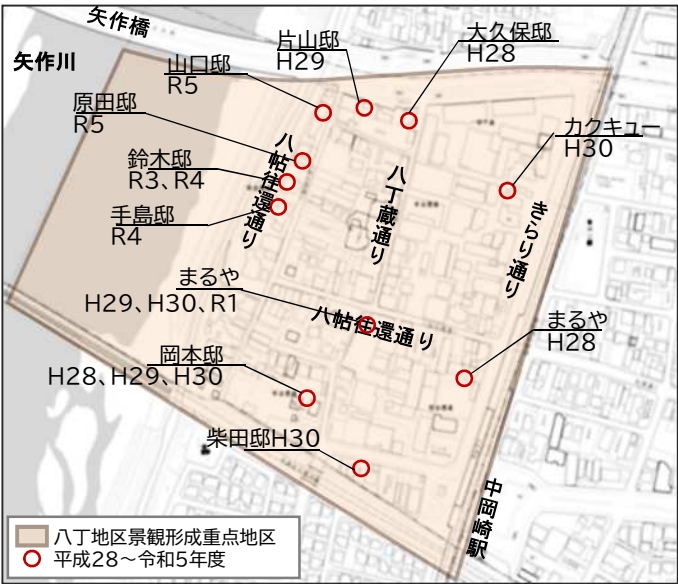
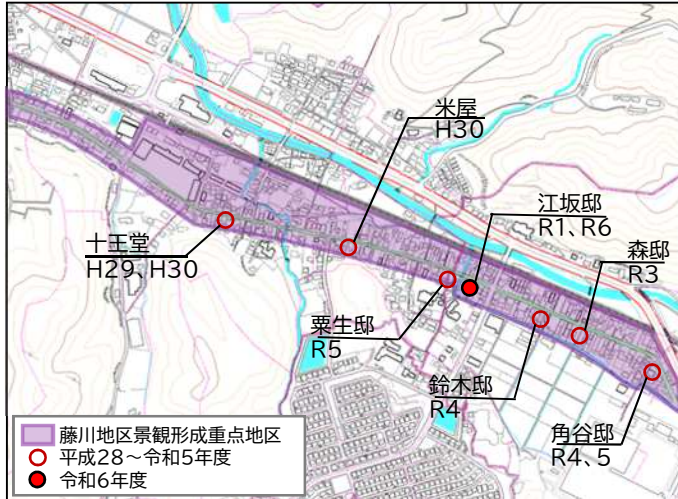
評価軸③-10 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項											
評価対象年度			令和6年度								
項目			現在の状況								
歴史的建造物修理・修景事業			☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手								
事業期間	平成24(2012)年度～令和7(2025)年度										
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)										
計画に記載している内容	「景観法」に基づく景観重要建造物(市域全域)又は「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して支援する。										
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で											
岡崎市景観形成補助金等交付要綱及び岡崎市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱に基づき、景観重要建造物の外観の保全又は歴史的風致形成建造物の保全に必要な修理・修景の費用の一部を支援することにより、良好なまちなみ景観の形成や建造物の保全を図るため、所有者への制度の周知を行った。 また、徳川家康公の信念や功績を語り伝えるとともに、家康公ゆかりの歴史文化資産の保存・活用を図ることにより、市民のシビックプライドを高め、地域活性化に繋げるというまちづくりの基本姿勢を示すため、「岡崎市徳川家康公顕彰条例」を制定した。											
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)									
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない		公的支援に加え、民間資金の導入やノウハウの活用により、公民連携の中で、歴史的建造物が持続的に保存・活用される制度を引き続き検討していく。また、岡崎市徳川家康公顕彰条例に基づき、歴史的建造物の活用等の施策の検討を進める。									
状況を示す写真や資料等											
◆景観重要建造物(指定件数:13件) 補助割合1/2 限度額300万円 ■実績 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td></tr></table> ・各所有者へ補助制度の周知を図った。 ・善立寺(七面堂)の基礎廻り等修景工事への補助を予定していたが、所有者からの申し出により事業が中止となり、修景費用の支援を中止した。  善立寺七面堂(正面) (令和6(2024)年6月)					令和4年度	令和5年度	令和6年度	件数	1	2	0
	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
件数	1	2	0								
◆歴史的風致形成建造物(指定件数:11件) 補助割合1/2 限度額300万円 ■実績 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ・各所有者へ補助制度の周知を図った。					令和4年度	令和5年度	令和6年度	件数	0	0	0
	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
件数	0	0	0								
◆岡崎市徳川家康公顕彰条例 目 的:家康公生誕の地として、家康公の信念や功績を語り伝えるとともに、家康公ゆかりの歴史文化資産の保存・活用を図ることにより、市民のシビックプライドを高め地域活性化に繋げる、というまちづくりの基本姿勢を示すため。 施行日:令和6年9月14日											

評価軸③-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度										
項目		現在の状況										
無電柱化事業		☐実施済み ☒実施中 ☐未着手										
事業期間	令和元(2019)年度～令和7(2025)年度											
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)											
計画に記載している内容	「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「八丁地区」等の景観形成重点地区等内の路線について、それぞれの路線に応じた工法による無電柱化の整備を行う。											
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で												
八丁地区景観形成重点地区にて、八帖往還通り(市道中岡崎8号線)の電線共同溝管路整備(整備延長0.20km)が完了した。これにより、本事業による電線共同溝管路の整備が完了した(整備延長0.36km)。												
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)											
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	沿線住民(1名)との要調整事項により、引込管路が未完了のため、引き続き協議・調整を行い、歴史的なまちなみ景観の向上を目指す。											
状況を示す写真や資料等												
◆八丁地区景観形成重点地区  八丁地区景観形成重点地区において中心的な通りである、八丁蔵通り(市道)、八帖往還通り(市道)の電線共同溝工事を3か年で完了。令和7(2025)年度以降、共同溝内への入線及び電柱撤去を電線類事業者が行う。 <table><tr><td>令和2年度</td><td>実施設計</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>関係者協議</td></tr><tr><td>令和4～6年度</td><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>共同溝内入線及び電柱撤去</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>道路美装化(予定)</td></tr></table> 整備後のイメージ図  八丁蔵通り (市道八帖大通2号線) ※令和4(2022)年度 電線共同溝整備済  八帖往還通り (市道中岡崎8号線) ※令和5(2022)～6(2024)年度 電線共同溝整備済 ◆八帖往還通り(市道中岡崎8号線)の整備の様子  整備前  管路整備完了 (令和7(2025)年 共同溝内入線及び電柱撤去 令和8(2026)年 道路美装化予定) 岡崎市－16			令和2年度	実施設計	令和3年度	関係者協議	令和4～6年度	電線共同溝工事	令和7年度	共同溝内入線及び電柱撤去	令和8年度	道路美装化(予定)
令和2年度	実施設計											
令和3年度	関係者協議											
令和4～6年度	電線共同溝工事											
令和7年度	共同溝内入線及び電柱撤去											
令和8年度	道路美装化(予定)											

評価軸③-12 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		
項目		令和6年度
道路美装化事業		☐実施済み ☒実施中 ☐未着手
事業期間	平成29(2017)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名		
計画に記載している内容	「八丁地区」「藤川地区」等の景観形成重点地区内の旧東海道等や大樹寺三門前等の路線について、脱色アスファルトや石畳風の道路舗装など美装化の整備を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の舞台である、八丁地区景観形成重点地区内の旧東海道等の路線について、無電柱化整備工事が完了した。これに伴い、令和8(2026)年度には、岡崎の地場産業である八丁味噌事業者が立地し、味噌蔵の蔵並みが続く歴史的景観に見合った道路美装化工事を行う予定である。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	景観に配慮し、安全・快適かつ容易にまちなかを巡ることができる整備に向けて、無電柱化事業や道路改修等の同時整備に努め、道路管理者等の同意を得た上で進めていく。	
状況を示す写真や資料等		
◆八丁地区道路美装化予定路線		
①市道中岡崎8号線(整備延長0.20km) 整備イメージ ②市道八帖大通2号線(整備延長0.16km) 整備イメージ		
◆整備状況		
令和2年度	実施設計	
令和3年度	関係者協議	
令和4年度～令和6年度	電線共同溝工事	
令和8年度	道路美装化工事(予定)	

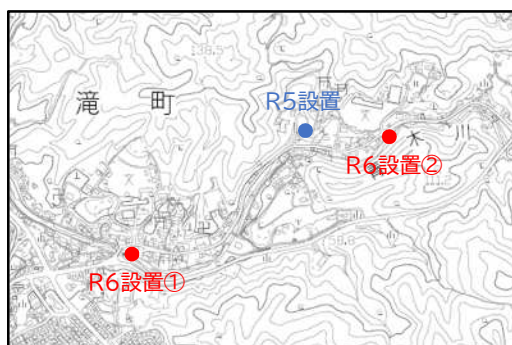
評価軸③-13 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項																										
評価対象年度		令和6年度																								
項目		現在の状況																								
まちなみ景観整備事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手																								
事業期間	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度																									
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																									
計画に記載している内容	「大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域」及び「八丁地区」「藤川地区」の景観形成重点地区内において、岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合する建築物や工作物の外観修景に対して支援する。																									
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で																										
保全地域及び景観形成重点地区における補助対象区域を眺望点及び旧東海道から望見できる範囲で、景観まちづくりに特に寄与すると認められる建築行為等について、その外観の修理・修景に必要な費用の一部を支援し、まちなみ景観の保全を図った(藤川地区1件)。また、対象地区内の住民に対し、回覧板による制度の周知を行い、制度の活用推進を図った。																										
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)																									
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	今後も、景観意識の向上、制度の周知徹底により、良好な景観形成の早期実現を目指す。また、対象地区以外の歴史的な建造物についても、空家対策や保全に向けた支援策を検討する。																									
状況を示す写真や資料等																										
◆八丁地区景観形成重点地区 補助割合1/2 限度額100万円(建築物) 限度額30万円(工作物) <table><tr><td></td><td>建築物</td><td>工作物</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1件</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1件</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>0件</td><td>0件</td></tr></table> ◆藤川地区景観形成重点地区 補助割合1/2 限度額100万円(建築物) 限度額30万円(工作物) <table><tr><td></td><td>建築物</td><td>工作物</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2件</td><td>0件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>2件</td><td>0件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>0件</td><td>1件</td></tr></table> 令和6(2024)年度 ・江坂邸(外構工事(玄関門扉・門柱の取替))   補助金交付先(八丁地区景観形成重点地区)  補助金交付先(藤川地区景観形成重点地区)				建築物	工作物	令和4年度	1件	1件	令和5年度	1件	1件	令和6年度	0件	0件		建築物	工作物	令和4年度	2件	0件	令和5年度	2件	0件	令和6年度	0件	1件
	建築物	工作物																								
令和4年度	1件	1件																								
令和5年度	1件	1件																								
令和6年度	0件	0件																								
	建築物	工作物																								
令和4年度	2件	0件																								
令和5年度	2件	0件																								
令和6年度	0件	1件																								

評価軸③-14

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
サイン・案内板整備事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成6(1994)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。また、案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICT技術の活用を踏まえた検討をする。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」の舞台である、滝山寺地区の歴史文化資産等解説板等を2基設置した。既存の歴史文化資産解説板等多言語化システムを活用することにより、解説文の多言語化(5か国6言語)の実施及び音声再生機能の搭載を行った。また、歴史文化資産解説板等多言語化システムにアクセスできる二次元コード付きのカードを作成し、観光案内所等で配布(3デザイン、15,000枚)することにより、市民や来訪者への歴史文化資産の理解度や認知度、回遊性の向上を図った。		
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		急速に進化するICT技術を最大限に活用し、効果的かつ効率的なサインシステムを構築していくものとする。また、今後も発掘調査や石垣等の整備により解説板等を整備し、歴史文化資産の理解や認知度の向上を図っていく。
状況を示す写真や資料等		

◆歴史文化資産等解説板(滝山寺地区)

滝山寺地区案内図
(R6設置①)三界の滝
(R6設置②)

◆歴史文化資産解説板等多言語化システム

QRコードをスキャン

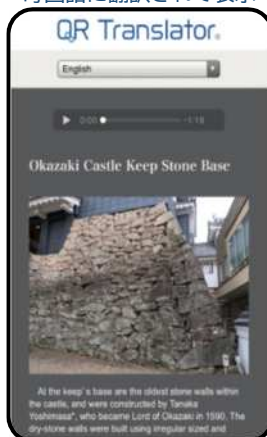


基本は日・英で表記

その他の言語はWebで対応

5か国6言語(日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語)

母国語に翻訳されて表示

二次元コード付きカード
(表:3デザイン 裏:共通デザイン)

評価軸③-15

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
観光受入環境整備事業		☒ 実施済み ☐ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成27(2015)年度～令和7(2025)年度	
支援事業名	市単独事業(令和5(2023)年まで)	
計画に記載している内容	魅力的な観光周遊ルートの形成に向けた整備計画を作成し、受入のための具体的なソフトとハードの環境整備を行う。駐車場や観光用のタクシーの整備のほか、ワンデイベスなど公共交通利用促進、外国人向けの案内ガイドの育成や外国人向けの体験プログラムの開発と実施を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
市内に点在する歴史文化遺産を繋いだ、ストーリー性のある観光ルートとして、「岡崎おでかけツアーズ」(タクシー2コース:4日催行/利用者数29人)を実施。大樹寺での大型イベントに合わせた特別拝観やグループ貸切に特化し、ジャンボタクシーを活用した小規模高品質プランとしてお楽しみいただけるよう努めた。 多言語ガイドについては「体験」プラン研修を積むなど、インバウンド向けに多様なコンテンツを提供できるよう研鑽に努めた。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	大河ドラマを機に来訪してくれた方に対して、観光目的での岡崎への訪問を促進できるかが課題となると思われる。	
状況を示す写真や資料等		
◆岡崎市観光協会による令和6(2024)年度「おでかけツアーズ」実施コース 【タクシープラン(2コース:4日催行/利用者数29人)】 ・随時受付:選べる観光半日プラン!「家康公ゆかりの寺社ハイライト」/21人 ・特別拝観ツアー「極・大樹寺」/8人		
 岡崎おでかけツアーズ		
岡崎おでかけナビ内バナー		
 観光タクシー		
 ツアーの様子 (令和7(2025)年1月18日)		
 ツアーの様子 (令和7(2025)年1月17日)		

評価軸④-1 文化財の保存又は活用に関する事項		
		評価対象年度
		令和6年度
項目		現在の状況
文化財の調査、保存活用計画の策定		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	岡崎城跡等の重要な文化財の整備に際しては、専門家等の知見を得るため、検討委員会を組織し、発掘調査等の調査を実施した上で、史実に基づいた適切な整備を行っていくものとする。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
「岡崎城跡整備基本計画」に基づき、発掘調査を行い、歴史的価値の解明を進めていった。(評価軸③-1参照) 【平成29(2017)年度】 史跡指定地内:月見櫓発掘調査、菅生曲輪枳形発掘調査、 史跡指定地外:籠田公園発掘調査、総構え発掘調査(中央緑道)、総構え土塁(乙川河川緑地) 【平成30(2018)年度】 史跡指定地内:本丸天守台発掘調査史跡指定地外:籠田公園発掘調査、御旗公園発掘調査 【令和元(2019)年度】 史跡指定地内:清海堀発掘調査史跡指定地外:籠田総門発掘調査 【令和2(2020)年度】 史跡指定地内:坂谷曲輪発掘調査史跡指定地外:大手門発掘調査 【令和3(2021)年度】 史跡指定地外:菅生川端石垣発掘調査 【令和4(2022)年度】 史跡指定地内:岡崎城跡南切通し発掘調査 【令和5(2023)年度】 史跡指定地内:坂谷曲輪発掘調査 【令和6(2024)年度】 史跡指定地内:龍城堀石垣発掘調査		
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		開発等に対する調査だけではなく、学術調査を進め、城郭の発展過程や遺構の残存状況の全体的な把握を進めていく。また、石垣の崩落があった際には修理の一環として石垣背後の構造を確認するための発掘調査を実施する。
状況を示す写真や資料等		
◆龍城堀石垣発掘調査 (令和6(2024)年10月3日～令和7(2025)年1月31日) 【目的】 ・石垣背後の構造の確認 ・崩落原因の特定 【調査の結果】 当初は江戸時代に築かれた石垣と思われていたが、実際は近現代に積み直されたものだと考えられた。 また、石垣が崩落した原因については、石垣の背部に栗石が確認されず、地層にたくさんの穴が開いていることで、石垣が非常に不安定になったことが原因だと考えられる。		
  		

評価軸④-2 文化財の保存又は活用に関する事項		
評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
文化財の保存修理事業		☐ 実施済み ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。指定文化財の修理及び整備にあたっては、その内容に応じ所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金を交付し、文化財の確実な保存・活用を図る。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
指定文化財の建造物等について、計画的に保存修理又は保存修理費の支援を実施し、適切な保存活用を図ることができた。(評価軸③-10参照) ・国指定重要文化財「滝山東照宮本殿ほか2棟」保存修理(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度) また、文化財の維持管理に万全を期するため、国指定重要文化財建造物の防災・防犯体制の把握に努めるとともに、防災設備保守点検に対する支援を行った。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	指定文化財の建造物等について、報告書の作成を含め、計画的に保存修理を実施していく。 今後も、国指定重要文化財建造物の防災・防犯体制の把握に努めるとともに、防災設備保守点検に対して支援を行っていく。	
状況を示す写真や資料等		
 国指定文化財「滝山東照宮本殿ほか2棟」保存修理 修理内容 屋根葺替: 傷んだ銅瓦と銅板の葺替、黒漆塗 部分修理: 漆塗及び彩色の塗り直し、剥落止め 塗装修理: 金具修理、木部補修(軒廻り・縁廻り破損部等)、建具や畳修理 令和6(2024)年度事業内容 拝殿・幣殿の屋根工事及び塗装工事を実施した。屋根の葺替、漆や彩色の調査・塗装修理を行なった。 拝殿・幣殿 屋根銅板葺解体前 (令和5(2023)年10月17日)  雑工事 妻金具取付完了 (令和6(2024)年9月)  鏝(かざり)金具添箔補修状況 (令和6(2024)年5月11日)  妻鏝金具補修完了 (令和6(2024)年6月)  塗装工事(単色塗) 化粧裏板胡粉塗装工状況 (令和6(2024)年7月11日)  塗装工事(彩色)外部彩色施工工状況 (令和6(2024)年9月)  塗装工事(彩色)外部彩色施工工状況 (令和6(2024)年10月)		

評価軸⑤ 効果・影響等に関する報道			
報道等タイトル		評価対象年度	令和6年度
年月日		掲載紙等	
改名 岡崎城公園に 家康生誕日 12月26日から		令和6年6月20日	読売新聞
岡崎・老舗2社の組合 GI制度に追加登録 八丁味噌 味・文化伝える使命		令和7年1月25日	朝日新聞
どうする？経済効果143億円 岡崎市想定以上		令和6年4月1日	毎日新聞
岡崎の春 700人が「家康行列」 沿道の観光客ら喝采		令和6年4月8日	中日新聞
滝山寺鬼祭り 無形文化財 国文化審答申 岡崎、五穀豊穰など祈願		令和7年1月25日	中日新聞
みんなで「えびすくい」 岡崎 家康公夏まつりで盆踊り		令和6年8月14日	東海愛知新聞
滝山東照宮の修理現場見学会 来月23日・岡崎		令和6年10月23日	東海愛知新聞
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
大河ドラマが放送された昨年度より掲載記事等は減少したものの、「家康行列」や「岡崎城下家康公夏まつり」といった恒例行事に加え、「岡崎城公園」への名称変更や、八丁味噌協同組合の老舗2社のGI制度登録、滝山寺鬼祭りの国の重要無形民俗文化財指定等に関する情報について、新聞やテレビ番組等で掲載されたことにより、市内外への周知が図られ、歴史まちづくりへの興味や関心を高めることができた。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		本計画に関連する報道をより増やしていくために、より幅広いメディアへの情報提供を図っていく必要がある。広報部局等との連携を図り、方策を検討する。	
状況を示す写真や資料等			
◆観光に関する主な記事 家康行列 ・春の家康行列5年ぶり 岡崎 佐野勇斗さんら700人(令和6年4月8日 読売新聞) ・岡崎・家康行列に細田佳央太さん 大河で信康役(令和7年1月5日 読売新聞) ・「家康行列」に拍手 岡崎 佐野勇斗さんら登場(令和6年4月8日 毎日新聞) ・家康行列 参加者募る 岡崎で4月 俳優細田さんも出演(令和7年1月12日 中日新聞) ・春の風物詩復活 岡崎家康行列 佐野勇斗さんらが沸かす(令和6年4月9日 東海愛知新聞) ・「殿」以外を募集 岡崎 4月6日の家康行列(令和7年1月7日 東海愛知新聞) ・8万8000人 岡崎市が発表 家康行列の観覧者(令和6年4月13日 東海愛知新聞) ・榊原康政役に女性 岡崎 家康行列の公開選考会(令和7年2月26日 東海愛知新聞) ・今年は26日から来月6日まで 岡崎の桜まつり(令和7年3月2日 東海愛知新聞) 夏花火大会 ・真夏の夜空に大輪はじける 岡崎花火(令和6年8月4日 中日新聞) ・歌って踊って担いで 27日から岡崎城下家康公夏まつり(令和6年7月21日 東海愛知新聞) ・今年も見応え十分 あす 岡崎城下家康公夏まつり花火大会(令和6年8月2日 東海愛知新聞) ・観覧者は19万人 岡崎 花火大会の推計や減(令和6年8月9日 東海愛知新聞) ・みんなで「えびすくい」 岡崎 家康公夏まつりで盆踊り(令和6年8月14日 東海愛知新聞) ・4代目家康見参 岡崎 葵武将隊の「殿」がデビュー(令和7年3月23日 東海愛知新聞) ほか ◆岡崎城に関する主な記事 名称変更 ・「岡崎城公園」に名称変更へ 家康の誕生日 12月26日から(令和6年6月20日 朝日新聞) ・岡崎公園→岡崎城公園に 12月26日から 市民意識調査で賛成多く(令和6年6月20日 中日新聞) ・改称 岡崎公園→岡崎城公園(令和6年12月28日 東海愛知新聞) ・岡崎城跡 発掘の成果 企画展 瓦や茶わん100点(令和6年12月26日 中日新聞) ・青海堀を探索 あすから岡崎(令和6年11月1日 東海愛知新聞) ・岡崎城公園の桜並木 3600万円超 善意に感謝(令和7年3月27日 中日新聞) ほか ◆伝統産業や祭礼、文化財等に関する主な記事 滝山寺 ・大下容子ワイド！スクランブル「国指定重要文化財瀧山東照宮の修理工事」(令和6年12月12日 テレビ朝日系列) ・瀧山寺鬼祭り 国文化財へ 文化審答申 岡崎で初、今年は来月15日(令和7年1月31日 読売新聞) ・滝山寺仏像見学会 来月7日・岡崎(令和6年11月8日 東海愛知新聞) ・鬼面着ける3人決まる あす滝山寺鬼祭り(令和7年2月14日 中日新聞) 八丁味噌 ・八丁味噌GI 2社追加 伝統守る老舗 県組合と「お互い尊重」(令和7年1月25日 読売新聞) ・老舗2社追加登録で決着 八丁味噌の「伝統つなぐ」(令和7年1月28日 毎日新聞) ・八丁味噌協同組合 GI保護制度登録 伝統継承 決意新た(令和7年1月25日 中日新聞) ・「八丁味噌」晴れて名乗れる 岡崎 老舗事業者の組合 GI追加(令和7年1月25日 中日新聞) ・岡崎の組合追加登録 八丁味噌GI問題「伝統の味と文化伝える」(令和7年1月25日 東海愛知新聞) ・住民総出 山車引き回し 岡崎・須賀神社(令和6年4月16日 中日新聞) ・家康が主人公の歌舞伎 岡崎で9月披露 演じるのは市川中車さん(令和6年5月24日 中日新聞) ・船から上がる伝統の花火 あす 岡崎で菅生祭鉾船神事(令和6年8月2日 中日新聞) ・伝統工芸継承へ決意新た 三河仏壇と岡崎石工品 表彰の3人(令和6年11月15日 中日新聞) ・伝統工芸の維持・発展 岡崎石工団地協組の3人表彰(令和7年2月6日 東海愛知新聞) ・職人技を体験 岡崎きょうまで 匠の会のカルチャーフェス(令和7年3月16日 東海愛知新聞) ・藤川の旧平岡家住宅 景観重要建造物に指定(令和7年3月25日 東海愛知新聞) ほか 岡崎市 - 24			

評価軸⑥-1 その他(効果等)			
評価対象年度			令和6年度
項目			
市民意識や認知度の向上			
計画に記載している内容	歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
「家康公生誕の地にみる歴史的風致」を構成する要素への市民意識や認知度の向上が図られた。 ・公益財団法人 徳川記念財団・一般社団法人 徳川家康公に学ぶ会主催、岡崎商工会議所等が共催した「家康公検定」は、5会場(岡崎市、名古屋市、静岡市、鶴岡市、会津市)で合同開催、980名が受検し、661名が合格した。 また、小中学生を対象とする徳川記念財団主催の「第21回徳川家康作文コンクールin岡崎」には、261点の応募があった。昨年度に続き3回目の開催となる「ジュニア家康公検定」は、岡崎市内と幸田町の小学校6年生、3,757人が受検した。 ・家康公の偉業を称える家康行列は、岡崎市出身で俳優の佐野勇斗さんが特別出演した。来場者数(推定値)は前年の60,000人を上回り、約88,000人が来場した。 ・岡崎城公園から松應寺周辺を舞台とした回遊型のイルミネーション・ライトアップイベント「おかざき宵まいり」では、イルミネーションと竹灯りで岡崎城公園を彩り、松應寺では本堂内の壁3面にプロジェクションマッピングを投影した。道中では、テーマに沿ったストーリーのデジタルスタンプラリーも開催した。 ・「岡崎開市500年2024岡崎城下家康公秋まつり」では、楽市の始まりから500年の節目を記念して「開市500年ゾーン」を新設。記念パネル展「市のあゆみと商店街の今昔」等を開催し、来場者に本市商業の発展を支えた商店街の足跡と活動を映像や写真で伝えた。 ・岡崎デジタルアートナイトフェスティバルのメインプログラムとして、岡崎城天守及び大手門では、金陀美具足、三河花火など岡崎市の歴史や伝統をモチーフにしたプロジェクションマッピング映像の投影を行った。来場者数は、約3,660人であった。記録動画視聴回数は、4,639回であり、今後も増加見込みである。 ・「家康公生誕の地にみる歴史的風致」をテーマに制作した動画(通常版、オカザえもん版)を市公式YouTubeにて公開し、通常版は6,211回、オカザえもん回想編は2,632回視聴された。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし		本市の歴史的風致への市民意識や認知度の向上を図る施策を引き続き検討し推進する。	
状況を示す写真や資料等			
◆「家康公検定」 受検者数		◆「徳川家康作文コンクール」 応募作品数	
年度 (通算回数)	令和4年 (第11回)	令和5年 (第12回)	令和6年 (第13回)
受検者数(人)	1,007	1,562	980
年度 (通算回数)	令和4年 (第19回)	令和5年 (第20回)	令和6年 (第21回)
応募作品数(点)	365	326	261
◆家康行列		◆おかざき宵まいり	
			
令和6(2024)年4月7日開催		令和6(2024)年12月7日～22日の土日開催	
◆岡崎開市500年2024岡崎城下家康公秋まつり		◆岡崎城天守閣プロジェクションマッピング	
			
令和6(2024)年11月2～3日開催		令和7(2025)年1月31日～2月2日開催	

評価対象年度	令和6年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称:岡崎市歴史まちづくり協議会	
会議等の開催日時:令和7(2025)年3月18日	
(コメントの概要)	
【②重点区域における良好な景観を形成する施策】 <市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)> ・現在の眺望景観保全地域(特別地域)以外にも、名古屋市や松本市のように、眺望景観を保全するための高さ制限等の施策を検討していただきたい。 【③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項】 <無形民俗文化財等調査支援等事業> ・未指定の祭礼等こそ、人手不足・後継者不足・資金不足等の問題を抱えている。存続が危ぶまれる活動を早期に把握し、人的支援や具体的なアドバイスをを行うなど、継承の支援をしていただきたい。 <伝統的技術・活動継承支援等事業> ・伝統的技術・活動の文化的意義や価値をPRする場が必要である。 ・市外及び地域外の若年者を募り、技術を体験する短期インターンシップや定期講座のような仕組み等を構築し、伝統的技術の普及を図ってはどうか。 ・一般市民には高価で手が出しにくい伝統工芸品もあるが、現在のライフスタイルやニーズに合わせた製品開発に若い世代のアイデアを取り入れることで、さらなる産業振興につながる可能性があるのではないか。 <文化財建造物保存修理事業> ・旧額田郡公会堂及び物産陳列所、看守入室の塗装が剥がれているため、前回の修理における問題点等の分析を行い、今後の修理計画に活かしていただきたい。 【⑤効果・影響等に関する報道】 ・目立つトピックス以外にも、積極的な情報発信のため、歴史まちづくり関連で報道いただけたものは掲載すると良い。 【その他】 ・他地域に比べて郷土愛が強い岡崎市民の特性を活かし、歴史まちづくりに関する市民へのPRが効果的にできると良い。 ・残存する歴史的建造物について、愛知県登録文化財制度や岡崎市の景観資産制度などを含め、喪失する前に対応できるように準備していただきたい。 ・長期的な視点で歴史まちづくりに取り組むことが重要である。 ・岡崎城郭内の重要な土地については、民間への売却前に公共用地化や土地利用規制を検討すべきと考える。	
(今後の対応方針)	
【②重点区域における良好な景観を形成する施策】 <市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)> ・ビスタライン以外の岡崎城への眺望景観を保全するため、眺望点等の検討や岡崎城周辺の景観形成重点地区指定を進める。 【③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項】 <無形民俗文化財等調査支援等事業> ・未指定文化財の調査や支援策について、継承団体と連携しながら模索していく。 <伝統的技術・活動継承支援等事業> ・技術者が表彰された際には、積極的に報道機関等へ情報提供し、一般市民にも技術をPRする場を設ける。 ・後継者確保など技術継承を目的とした取り組みについて検討していく。 <文化財建造物保存修理事業> ・文化庁や専門家の意見も踏まえながら、旧額田郡公会堂及び物産陳列所等の修理を進める。 【⑤効果・影響等に関する報道】 ・歴史まちづくり関連の幅広い事業を掲載し、普及啓発に努める。 【その他】 ・第2期計画を視野に入れ、多様な指定制度の活用、支援制度の研究、庁内情報共有など、今後の課題及び対応について検討していく。	